

枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和3年3月3日（水） 午後7時30分～午後8時40分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約30名
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、
教育政策課長、上下水道局経営総務課長、市立ひらかた病院総務課長、
書記（人事課・職員課 課長代理）
4. 課 題 「枚方市職労2021年春闘統一要求書」に基づく交渉（1回目）

<交渉内容要旨>

I. 基本姿勢について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法遵守の姿勢、第99条、第21条、第28条の認識について、改めて確認をしたい。 ・ 賃金、労働条件については、これまでどおり労使合意が基本であることに変わりはないか。 ・ 核兵器禁止条約が発効された。地方分権が進んでいる中、地方の声として枚方市から発信していくという立場が重要だと考えているが、見解を聞く。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 憲法遵守の立場に変わりはない。 ・ 労使合意が基本であると考えている。 ・ 国が国家間で対応するものと考えているが、憲法を守るというこれまでの立場に変わらない。

II. 職員・労働者の生活を守る要求について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> ・ 組合員のアンケート結果では、6割の組合員が生活が苦しいという結果になっている。生計費原則を踏まえ賃金の改善を行い、生活の改善を求める。 ・ 以前から指摘している総合評価制度について、強化・拡大を行わないこと、いずれは廃止の検討を求める。 ・ 交通機関にかかる通勤手当の見直しについて、生活改善も求めた我々の内容とは後退しているが、現在の当局の考えを聞く。 ・ 親族間の住宅手当の見直しについても、我々の生活改善の立場から、経過措置を設けることはできないか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 賃金の改定については、これまでから地方公務員法が掲げる給与決定の原則を踏まえ行っているところである。 ・ 地方公務員法上、評価制度は行う必要があるものである。今後もより良い制度として構築していく観点から、協議をお願いしたい。 ・ 現在、既に交通機関を利用する場合において、当該区間の営業距離が1km以上ある場合は、支給対象としているが、当該区間の徒歩距離が1km未満の場合は、不支給とすることが適切と考えている。 ・ この見直しについては、手当支給にあたり、市民等から疑念をもたれることがないよう、早急に見直す必要があり、経過措置

<ul style="list-style-type: none">サービス残業の実態について、アンケートでは、時間外申請をしづらいなどの声もある。そもそも人員が不足しているから残業をせざる得ない状況ではないかと組合では考えている。人員が不足しているという認識はあるのか。また、そのことについて、どう対応していくのか。職員定数基本方針（案）では、最適な職場環境の構築とあるが、最適な職場とは職員を減らしていくという認識なのか。	<p>は考えていない。</p> <ul style="list-style-type: none">サービス残業はあってはならないものであり、不適切な事象があれば直ちに是正する必要があるものと認識している。また、各職場からの声を聴きつつ、必要な配置に努めているところであり、今後もその姿勢に変わりない。職員数を減らすということではなく、ICT技術の導入などにより、事務の効率化をはかるものである。
--	---